

一般社団法人日本アスペン研究所 会費等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アスペン研究所（以下「当法人」という。）定款第9条の規定に基づき、当法人の入会金および会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金の金額)

第2条 正会員および賛助会員の入会金は不要とする。

(会費の金額)

第3条 会員の会費は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 正会員 300,000 円/年
- (2) 賛助会員 100,000 円/年（1口以上）

2 前項の定めにかかわらず、1月1日～3月31日に入会申込があった場合には、入会申込初年度の年会費は半額とする。

(会費の納入)

第4条 前条に規定する会費は、指定の方法により当該年度内（3月31日）に1年分を納入する。

- 2 会費納入に要する銀行振込手数料は、入会を希望する者または会員の負担とする。
- 3 当法人設立初年度を除き、会費は毎年4月に請求する。

附則

- 1 この細則は、2009年7月1日から施行する。